

小城市成年後見サポートセンター

小城市成年後見サポートセンターは、高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせるように、成年後見制度の利用促進等の機能を担う機関です。

普及・啓発

- 研修会の開催
(医療・福祉関係等)
- セミナーの開催
(市民向け)
- 出前講座

成年後見制度・権利擁護への理解や利用の促進を目的とした講座や研修会を開催します。

相談

- 二次相談窓口
(一次相談窓口は、市内の相談窓口)



一次相談窓口からの相談を受け、今後の方向性について相談窓口等と相互に連携して支援します。

地域連携ネットワーク

- 各関係機関 住民、福祉医療関係者、金融機関等とのネットワークづくり
- 関係機関の情報交換

権利擁護に関わる司法・医療・福祉 機関等が連携する体制づくりを進めます。

【成年後見制度や権利擁護の一次相談窓口】

おたっしや本舗 小城北 (小城市町)	0952-73-2172
おたっしや本舗 小城 (三日月町)	0952-37-6108
おたっしや本舗 小城南 (牛津町・芦刈町)	0952-66-6376
小城市・多久障がい者相談支援センター	0952-71-1250

お気軽にご相談ください。



社会福祉法人小城市社会福祉協議会 小城市成年後見サポートセンター

〒845-0002
小城市小城市町畑田750番地
小城市保健福祉センター「桜楽館」内
TEL：0952-73-2700

受付時間 平日 8:30～17:15
土・日・祝日・年末年始は休み

成年後見制度の利用の流れ



最近、両親の物忘れが進んできているようだ。



将来のことが心配。

法定後見制度

判断能力が欠けている
のが普通の状態の方

後見

判断能力が
著しく不十分な方

保佐

判断能力が不十分な方

補助

申立 ※後見、保佐は本人の同意は不要

家庭裁判所

【申立手続き】

申立できる人 本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など

必要なもの 申立書、戸籍謄本、住民票、または戸籍附票、登記されていないことの証明書、郵便切手、印紙、診断書、印鑑、財産目録及び資料など

代理権・同意権
取消権の付与
本人の同意は不要

代理権の付与
本人の同意が必要
同意権・取消権の付与
本人の同意は不要

代理権・同意権
取消権の付与
本人の同意は必要

家庭裁判所

【審判手続き】

調査等 提出書類の点検を行い、事情等を尋ねたりします。
※本人の判断能力について鑑定を行うことがあります。（費用別途）

審判 後見等の開始の審判と同時に成年後見人等を選任します。

選任

成年後見人

代理権 財産に関するすべての法律行為

同意権・取消権 日常生活に関する行為以外の行為

保佐人

代理権 申立ての範囲内で裁判所が定める特定の行為

同意権・取消権 民法13条1項記載の行為（借金、訴訟行為、相続の承認・放棄等）

補助人

代理権 申立ての範囲内で裁判所が定める特定の行為

同意権・取消権 申立ての範囲内で裁判所が定める行為

任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった場合に、あらかじめ自分が選んだ人に支援をしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。

公証役場

あらかじめ任意後見人受任者を選定し、任意後見契約を結びます。

低下してきたら…
判断能力が

家庭裁判所

任意後見人監督の選任の申立

任意後見監督人の選任

任意後見契約の効力発生

